



2016年2月12日

各 位

会 社 名 株式会社ワイヤレスゲート  
(コード9419：マザーズ)

住 所 東京都品川区東品川2-2-20  
天王洲郵船ビル5階

代表者 代表取締役CEO 池田 武弘

問合先 取締役CIO

執行役員IR本部長 須永 直樹

(TEL. 03-6433-2045)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、「定款一部変更の件」を平成28年3月25日開催予定の当社第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成27年11月6日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制を一層強化する観点から、平成28年3月25日開催予定の当社第12回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 上記会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第24条第2項を変更するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> &lt;削除&gt; (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第20条 (選任) 1. 取締役の選任<u>決議</u>は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数) 1. 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。 2. 当社の <u>監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第20条 (選任) 1. 取締役の選任は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>第21条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 1. 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>第23条（取締役会） 1. &lt;条文省略&gt; 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p>4. &lt;条文省略&gt;</p>	<p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第21条（任期） <u>1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 1. 取締役会は、取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第23条（取締役会） 1. &lt;現行どおり&gt; 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. &lt;現行どおり&gt; <u>4. 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>5. &lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>第24条（取締役の責任免除）</p> <p>1. <u>＜条文省略＞</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>第25条（員数）</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>第26条（選任）</u> 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第27条（任期）</u></p> <p>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第28条（常勤監査役）</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第29条（監査役会）</u></p> <p>1. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第24条（取締役の責任免除）</p> <p>1. <u>＜現行どおり＞</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p>

現行定款	変更案
<p><u>第30条（監査役の責任免除）</u></p> <p>1. 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>32</u>条 ＜条文省略＞</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>36</u>条 ＜条文省略＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>第25条（監査等委員会）</u></p> <p>1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>第26条（常勤の監査等委員）</u></p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>27</u>条～第<u>28</u>条 ＜現行どおり＞</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>29</u>条～第<u>32</u>条 ＜現行どおり＞</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="467 170 571 197">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="842 170 1426 472"><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第12回定時株主総会終結前の行為に関して</u>  <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日

平成28年3月25日（金）

定款変更の効力発生日

平成28年3月25日（金）

以 上